

税制改正

知得情報

農業所得の計算は

収支計算で!

税金は、町にとって大切な収入源です。11月号の広報で、15年度の財政状況と、16年度上半期の予算執行状況をお知らせしましたが、皆さんから納付していただきました税金と地方交付税などを合わせた財源により、町民の皆さんに、各種のサービスとして還元しております。今回は皆さんから納めていただいている税金のうち、住民税について、本年度中に改正された主な点について、お知らせします。

住民税

〔配偶者特別控除の部分廃止〕

16年度までは、給与収入の場合103万円未満の配偶者については、配偶者控除のほかに収入金額により、配偶者特別控除(上乘せ分)がありました。17年度より、配偶者特別控除(上乘せ分)が廃止されました。

り配偶者控除のみとなりました。

しかし配偶者の給与収入が103万円以上141万円未満の場合は、給与収入金額により配偶者特別控除が受けられるようになりました。

(図1 参照)

〔住民税均等割の非課税措置の段階的廃止〕

16年度までは、同一生計をされている共稼ぎの世帯については、夫が均等割税を納付しますと、妻は非課税となりましたが、17年度は給与収入93万円超の妻に対し、税率1/2の2千円を納付していただきます。この軽減措置は18年度から廃止されます。(図2参照)

図1 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み (個人住民税に配偶者が給与所得者の場合)

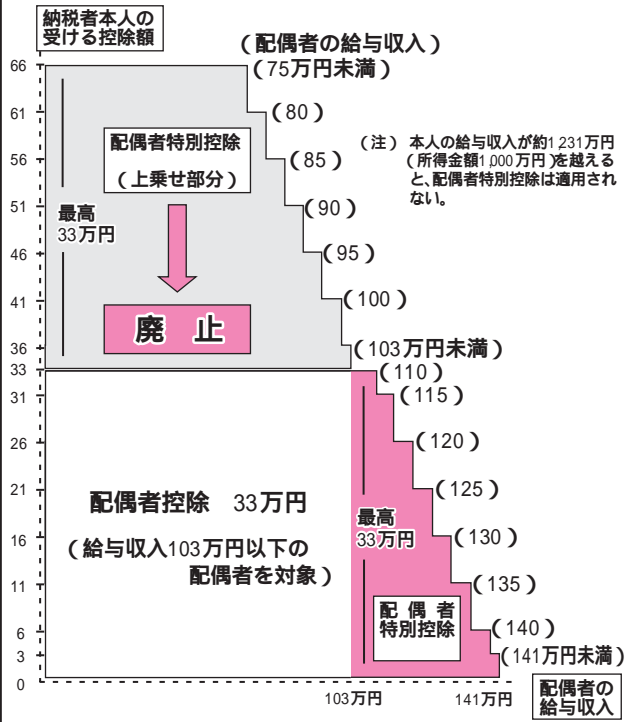


図2 住民税均等割の流れ

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
均等割	夫		
	4,000円に一本化		
	同一生計の妻	2,000円	4,000円
	非課税	収入93万円超の場合	

(均等割の内訳 県民税1,000円 町民税3,000円)

農業所得は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算が原則です。収支計算をすることによって、ご自分の経営状態の把握ができるとともに、赤字が出た年には、その赤字を給与などの他の所得から差し引いて計算することができます。収支計算をするには、農業所得に係る、伝票(出荷伝票)や、領収書を保存し、集計することが必要です。伝票等の紛失や、集計漏れを避けるためにも、帳簿などへ記帳することを勧めます。また、税務署・市町村には、月々の収入金額や必要経費を記録する用紙を備え付けてありますので、是非ご利用ください。

収支計算は難しい
収入や、必要経費の計上方法など分からない点がある場合は、税務署や市町村の窓口にお尋ねください。

また、減価償却費の計算が不明な方は、機械などの領収書や請求書を持参の上、税務署の窓口にご相談ください。

どうしても収支計算が困難だという方は「経費目安割合」を使っ

お問い合わせ
お問合わせ
財務課 町民税係
☎ 62 9122
(有) 9122

収支内訳書の書き方をインターネットで紹介しています。
「関東信越国税局ホームページ」
<http://www.kantoshinetsunata.go.jp>

青色申告をするなら、特典のある青色申告を是非ご利用ください。収支計算書の手引を財務課町民税係に用意してありますので必要の方はご利用ください。